

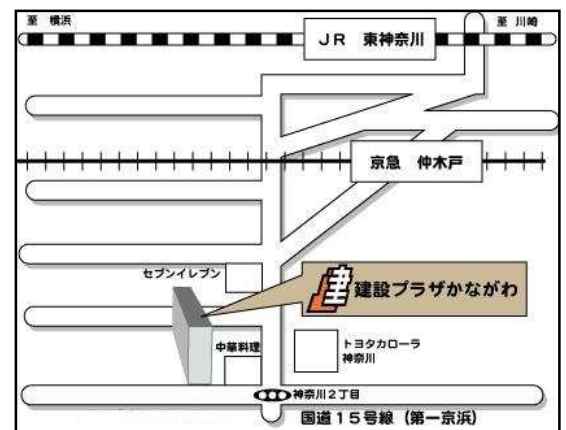
# 外国人雇用者

# 学習交流セミナー

日時 2月20日(木) 午後3時～  
会場 建設プラザかながわ2F

2020年1月から、外国人を雇用するには、建設業許可取得が前提になります。また、月給制の採用。技能実習生については、建設キャリアアップシステムへの登録が必要になります。

さらに、2022年からは技能実習生の数は、常勤雇用者数が上限になり、常勤雇用者が30人未満の事業所は3人が上限になるなど、法改正が実施されます。法改正について学び、適正雇用について学ぶセミナーです。



これから外国人の雇用を  
考えている事業主の方  
もご参加下さい。

## 講演

- ① 特定技能制度の活用に伴う留意点  
在留管理制度と不法就労について  
講師:東京出入国在留管理局横浜支局
- ② 外国人労働者の適正な雇用について  
技能実習制度内容と法改正について  
講師:全建総連田久労対部長

講演後、**名刺交換会**を開催いたしますので**名刺**をお持ち下さい。

## 主催 神奈川県建設労働組合連合会

〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川2-19-3 建設プラザかながわ3階 TEL045-453-9701